

## 営繕工事における工事関係書類の簡素化について（概要）

項目	内容
1 概要	建築局では、営繕工事現場における働き方改革の取組の一つとして、工事関係書類の整備を省力化する「工事関係書類の簡素化」を進めており、このたび、複数の工事関係書類について簡素化の実施を可能とするため、「北海道営繕工事に係る工事関係書類簡素化要領」を策定した。
2 簡素化を実施する工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要領決定日（H31.3.20）において施工中の営繕工事</li> <li>・要領決定日（H31.3.20）以降発注の営繕工事</li> </ul>
3 簡素化対象とする書類の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来形確認や履行確認、工事施行成績評定などの工事監督・検査業務において使用することのないもの（廃止）</li> <li>・記載内容が重複するなど、他の書類により内容を確認できるもの（省略）</li> <li>・内容が類似しているものや他の書類に包含されるもの（集約）</li> </ul>
4 簡素化の実施を可能とした書類・簡素化の方法等	<p>①技能士選定通知書 施工計画書等の記載事項や添付書類（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合は、【省略可能】</p> <p>②立会願 工事週報等の記載事項により、立会予定等が確認できる場合は、【省略可能】</p> <p>③段階確認願 工事週報等の記載事項により、段階確認予定等が確認できる場合は、【省略可能】</p> <p>④火災保険等付保通知書 施工計画書等に添付された証券等の写し、保険会社の証明書等により、保険の内容が確認できる場合は、【省略可能】</p> <p>⑤工種別施工計画書 土工事と地業工事、石工事とタイル工事、塗装工事と左官工事など、内容が類似しており、統合して記載できる場合は、【集約可能】（共通事項が多く、受注者から集約の希望があった場合）</p> <p>⑥工事工程写真  <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁改修工事の概数設計部分の撮影 写真帳等に添付された外壁確定図・数量表により、全箇所分の数量等が確認できる場合は、【省略可能】（全箇所ではなく、各面毎、改修種別毎に1箇所以上で可）</li> <li>・廃棄物等の運搬経路上での撮影 施工計画書等に添付された経路図等により、現場から処理場までの運搬経路が確認できる場合は、【省略可能】</li> </ul> </p> <p>⑦週間工程表 月間工程表が週間工程表を兼ねる場合は、【集約可能】</p> <p>⑧現場休止届 月間工程表の記載事項により、休止予定等（休止期間、緊急連絡先、巡回体制）が確認できる場合は、【省略可能】</p> <p>⑨出荷証明書 受注者が整理している搬入記録表や、工事工程写真により、資材等の現場搬入状況が確認できる場合は、【省略可能】</p> <p>⑩マニフェスト伝票（A票・E票）の写し 受注者が整理しているマニフェスト原本や、集計表（産廃種別毎）により、工事監督員が設計変更（概数確定）における数量確認を実施できる場合は、【省略可能】</p> <p>⑪安全管理記録簿 受注者が整理している安全管理記録書類により、安全管理の実施状況を確認できる場合は、【省略可能】</p> <p>⑫社内検査簿等 受注者が整理している現場検査・社内検査書類により、社内検査等の実施状況を確認できる場合は、【省略可能】</p>